

# 『指定短期入所生活介護』重要事項説明書

しらぬい荘短期入所サービスは、介護保険の指定を受けています。  
(熊本県指定 第4372300725号)

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供いたします。  
事業所の概要や提供されるサービス内容、料金等について、次のとおり説明します。

1. 別冊「水光会事業計画」をご参照ください。

当事業所は、特別養護老人ホームしらぬい荘（指定介護老人福祉施設）と一体的に運営されている併設型の事業所です。そのため、施設の概要やサービスの内容等総合的なものについてはすべて共通しています。

2. 別紙「しらぬい荘設備、人員、運営等に関する重要事項」をご参照ください。

上記の事業計画を補足するものとして、居室等設備に関する事項、職員の配置状況等人員に関する事項、協力医療体制や苦情処理等運営に関する事項について記載されています。これも多くは、特別養護老人ホームしらぬい荘に共通しています。

3. 別紙「しらぬい荘利用料金一覧」をご参照ください。

サービスをご利用いただく上で、必要となる費用についてご説明するものです。介護保険給付の対象となる費用と対象とならない費用について記載されています。これについては、特別養護老人ホームしらぬい荘と異なる場合があります。

4. 別紙「個人情報保護の取り扱い方針」、「苦情解決の仕組みと実施要項」をご参照ください。

サービスをご利用いただく上で、皆様の個人情報の取り扱い及び苦情解決に万全の体制で取り組んでいます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面の内容に基づき、重要事項説明を行いました。

説明者職名

氏名

㊞

私は、本書面の内容に基づき重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

㊞

代理人住所

氏名

㊞

## 指定短期入所生活介護（介護予防）

### しらぬい荘短期入所サービス

重 要 事 項 説 明 書 関 係 資 料
-----------------------

しらぬい荘設備、人員、運営等に関する重要事項
------------------------

しらぬい荘短期入所サービス（指定短期入所生活介護事業所）は、厚生労働省が定める基準により運営されています。ここでは、特に設備や人員に関する基準、医療体制、苦情処理体制等について説明します。主な内容は、次のとおりです。

#### 1. 設置主体

社会福祉法人 水 光 会

昭和 40 年 10 月 9 日認可

#### 2. 事業所名

しらぬい荘短期入所サービス

昭和 53 年 9 月 1 日開設

※指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 3 月 31 日指定 定員 20 名

指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定

事業所番号 4372300725

#### 3. 所在地

〒869-0523 熊本県宇城市松橋町竹崎 1142 番地の 1

電話 0964-32-0709 FAX 0964-32-3523

e-mail info@shiranuiso.or.jp

ホームページ <http://www.shiranuiso.or.jp/>

#### 4. 施設の規模

建物面積（地下含む）本館外付属建物

10,805.49 m<sup>2</sup>（特養・短期・しらぬい荘デイ・宿舍、機械室含む）

#### 5. 施設の居室等の設備について

居室は、1 人部屋、2 人部屋、4 人部屋となります。その他の設備は、併設施設と共用となります。これらの施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

#### 6. 職員の配置状況について

主に職員の配置状況は次のとおりです。

##### （1）介護職員

3 名の利用者に対して 1 名以上の介護職員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。

## 指定短期入所生活介護（介護予防）

### しらぬい荘短期入所サービス

#### （2）看護職員

1名の看護職員を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護・介助も行います。

#### （3）生活相談員

1名の生活相談員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。また、ご契約者に係る、短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

#### （4）栄養士

1名の管理栄養士（兼務）を配置しています。

ご契約者の栄養や心身の状況、および嗜好を考慮した献立を作成します。

#### （5）機能訓練指導員

1名の機能訓練指導員を配置しています。

ご契約者の機能訓練を担当します。

#### （6）医師

1名の嘱託医師を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。

### 7. 医療の体制について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、これらの医療機関での優先的な診療や入院治療を保障するわけでも、義務づけるわけでもありません。

#### 〈協力医療機関〉

宇城総合病院（内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・泌尿器科ほか）

宇城市松橋町久貝 691 電話 0964-32-3111

#### 〈協力歯科医療機関〉

徳治会歯科医院宇城

宇城市松橋町浦川内 828-8 電話 0964-32-5801

### 8. 事故発生時の対応について

（1）ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（2）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

（3）ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 指定短期入所生活介護（介護予防） しらぬい荘短期入所サービス

### 9. 苦情の受付について

#### (1) 苦情については

- ①ご意見箱を利用する。
  - ②電話や窓口で直接伝える。
  - ③担当の水光会職員を通じて。
  - ④書面を利用して等
- 色々な方法で申し出ることができます。

(2) 苦情申し出先は、苦情受付担当者に限らず、水光会の職員であれば誰でも可能です。又、第三者委員へも直接申し出ることができます。苦情受付担当者以外で受けた場合は、速やかに受付担当者に報告します。

(3) 苦情受付担当者は速やかに苦情解決責任者に報告します。

(4) 苦情解決責任者は、苦情内容を確認の上、必要に応じて理事会・評議員会及び第三者委員に報告します。

(5) 苦情受付担当者は、申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。この際、申し出人は第三者委員の立会を求めることができます。

(6) 解決できない苦情は、関係機関に申し出ることができます。

(7) 関係機関は、受け付けた苦情に対し、速やかに調査し解決に努めます。

(8) 事業所（苦情解決責任者）は関係機関の調査に協力し、解決に努めます。

(9) 無名記による申し出があった場合は、第三者委員へ報告し、掲示板への掲示等必要な対応を行います。

#### (10) 施設内の窓口

担当者を置き、迅速に対応できるように努めます。

また、時間外の対応等についても可能なように、玄関に苦情受付ボックスを設置しています。

●担当者 各担当課長及び生活相談員

●苦情解決責任者 施設長

●受付時間 原則として、月曜日～金曜日の9：00～17：00

# 指定短期入所生活介護（介護予防） しらぬい荘短期入所サービス

## （11）施設外の窓口

### ●市区町村介護保険担当課

ご契約者の保険者である市区町村窓口

### ●熊本県国民健康保険団体連合会

熊本市東区健軍2-4-10 電話 096-365-0329

### ●熊本県社会福祉協議会

熊本市中央区千反畑町3-7 電話 096-324-5454

### ●第三者委員

中山義弘（民生委員・児童委員）

・自宅 宇城市

・携帯電話 090-9571-3276

後迫貴利子（県職員）

・携帯電話 090-5380-9314

## 10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関の名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

—信頼と安全をめざして—

社会福祉法人 水光会  
理事長 由布真知子

社会福祉法人水光会は「人間愛」を基本理念として、1965年（昭和40年）10月9日法人認可、1966年6月1日宇城市松橋町のこの地に特別養護老人ホームしらぬい荘を開設しました。

以来、今日まで地域の老人福祉施設として近隣の皆様を始め、県下市町村から求められる高齢者福祉・介護保険事業を、確かな形で責任をもって提供できるよう努めてまいりました。

老人福祉施設では、ノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、『老人福祉施設倫理綱領』（全国老人福祉施設協議会1993年5月12日制定）を定めました。

私たちは、わが国が豊かで安らぎのある高齢社会となるよう、老人福祉施設に寄せられる期待と役割を自覚し、倫理綱領の実践に努めてまいりました。

また高齢者福祉・介護保険事業には従来から『秘密を守る』という法令上の『守秘義務』の規定があります。老人福祉法、介護保険法等の関係法令、医療・福祉関係の免許・資格、特別養護老人ホームに従事するすべての役・職員に守秘義務の規定があり、日常的な当然のことながらとして法令遵守を努力してまいりました。

**私たちは、さらなる信頼と安全をめざし  
個人情報保護の取り扱いについて次のとおり宣言します。**

**1. 法令および規範の遵守**

私たちは、個人情報の取扱いについて改正個人情報保護法をはじめとする各法令およびその他の規範を遵守します。

**2. 法人内規程の明確化**

私たちは、個人情報の取扱いについて法人内規程を明確化し、すべての職員に周知徹底します。また取引先等に対しても個人情報を適正に取り扱うように要請し監督します。

**3. 適切な個人情報の収集と利用および提供**

個人情報の収集に際しては、事前に利用目的を告知し同意を得た上で収集します。また同意を得た利用目的にしたがって個人情報を取り扱います。

**4. 業務委託先の適正化**

第三者と業務委託契約を締結する際には、業務委託先の適格性を十分審査し、適切な内容の契約を締結することにより、個人情報の保護に努めます。

**5. 個人情報保護に関する取り組みの継続的な改善**

職員教育の強化、監査体制の整備充実を通じて、個人情報保護に関する取り組みを継続的に改善します。

◆各施設及び事業所の管理者（事務長・各部長を含む）が個人情報保護管理者です。

《水光会における個人情報の利用目的》

各施設・事業所における個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ◎ 介護・医療提供
  - ・水光会が実施する施設・事業所の介護サービスの提供
  - ・他の介護サービス事業者、医療機関等との連携
  - ・他の介護サービス事業者、医療機関等からの照会への回答
  - ・診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・ご利用者の健診・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・ご家族等への病状・心身・介護状況説明
  - ・その他、ご利用者の介護提供に関する利用
- ◎ 介護報酬等の請求のための事務
  - ・当会での介護保険、公費負担に関する事務およびその委託
  - ・審査支払機関、行政機関等へのレセプト等の提出
  - ・審査支払機関、保険者、行政機関等からの照会への回答
  - ・その他、介護報酬等請求のための利用
- ◎ 管理運営業務
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該ご利用者の介護サービスの向上
  - ・施設入退所等の管理
  - ・その他、各施設・事業所の管理運営業務に関する利用
- ◎ 賠償保険等に係る専門団体、保険会社等への相談又は届出
- ◎ 福祉・介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◎ 各施設・事業所内にて行われる介護実習等への協力
- ◎ 介護の質の向上を目的とした症例研究
- ◎ 外部監査機関への情報提供

- ① 上記のうち、他の介護サービス事業者・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- ② お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- ③ これらのお申し出は、後から、いつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

※ お問い合わせ・苦情等は各事業所へお申し出ください。  
(電話 0964-32-0709)

## 1 苦情解決の仕組みの目的

- (1)水光会が実施提供するすべてのサービスの利用者等からの苦情等への適切な対応と迅速な解決により、ご利用者個人の権利を擁護するとともに、ご利用者の生活の質を高めることや、ご利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とする。
- (2) 苦情等の解決に当たっては、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定の仕組みに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や水光会の信頼性や適正性の確保を図ることを目的とする。

## 2 苦情解決の仕組み

### (1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情解決責任者を設置する。

苦情解決責任者は原則として特別養護老人ホームしらぬい荘施設長がこの任に当たる。

● 苦情解決責任者は以下の職務を行う。

- ① 苦情等申出人との話し合い
- ② 苦情及び苦情解決結果等を第三者委員及びサービス提供責任者に報告
- ③ 第三者委員の調査協力

### (2) 苦情受付担当者

サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、苦情解決責任者は職員から苦情受付担当者を任命する。

● 苦情受付担当者は以下の職務を行う。

- ① ご利用者等からの苦情・要望・意見等の受付及び傾聴
- ② 苦情内容・要望等の確認と記録
- ③ 受け付けた苦情内容の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

※ 苦情受付担当者は各施設・事業所の課長級以上の職員とする。

### (3) 第三者委員

苦情解決における社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

● 第三者委員の要件

水光会及びご利用者等と直接の利害がなく、以下のいずれかの要件に該当することを条件とする。

- ① ご利用者の権利擁護とサービスの向上推進に理解・賛同できる人であること。
- ② 福祉・人権問題等の学識経験を有する人であること。
- ③ ご利用者及びそのご家族が推薦する人であること。

● 人数

第三者委員は中立・公平性の確保のため複数名とする。

● 選任方法

第三者委員は理事会が選考し、理事長が任命する。選任の際は評議員会へ諮問する。ご利用者、ご家族からも意見を聴取する

● 任期

第三者委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

● 第三者委員は以下の職務を行う。

- ① 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
- ② 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ③ ご利用者からの苦情の受付
- ④ 苦情申出人への助言
- ⑤ 水光会への助言
- ⑥ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
- ⑦ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ⑧ 日常的な状況把握と意見聴取

● 第三者委員の調査権

第三者委員は職務を遂行するため、水光会に対して苦情内容等に関わる関係書類の提出及び説明を求めることができるものとする。

尚、職務遂行上知りえた秘密を漏らしてはならない。

● 費用弁償

第三者委員の報酬は実費弁償とし、水光会の旅費規程等を準拠する。

### 3 苦情解決の手順

#### (1) 苦情の受付

- ① 苦情受付担当者は、ご利用者等からの苦情・要望・意見を随時受け付ける。

第三者委員も直接苦情等を受け付けることができる。

尚、苦情等の申出方法については特に定めない。

- ② 苦情受付担当者は、ご利用者等からの苦情を所定の様式に従って書面に記録し、その内容について申出人の確認を取ること。

#### (2) 苦情受付の報告・確認

- ① 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を望まない場合を除く。

- ② 第三者委員は、苦情の報告を受け付けた場合は、その内容の確認と申出人に報告を受けた旨を通知する。

#### (3) 解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いによる解決に努める。その際、第三者委員の立会い及び助言を求めることができる。

#### (4) 苦情解決の記録・報告

- ① 苦情受付担当者は、苦情受付から解決までの経過と結果を書面に記録すること。
- ② 苦情解決責任者は、苦情解決結果について第三者委員に報告し助言を受ける。
- ③ 苦情解決責任者は、改善等約束した事項について苦情申出人及び第三者委員に報告する。

#### (5) ご利用者等への周知

苦情解決責任者は、ご利用者等に対し苦情解決の仕組み及び第三者委員の氏名、連絡先を周知する。

#### (6) 苦情等申出人の範囲

水光会が実施するすべてのサービスの利用者及びその家族、代理人（身元引受人、成年後見人）とする。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 関連施設（事業所）名

- (1) 特別養護老人ホーム しらぬい荘  
昭和41年6月1日開設 ※指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定  
定員 190名 事業所番号4372300394
- (2) しらぬい荘デイサービスセンター  
昭和63年3月1日開設 ※指定通所介護事業所 平成12年3月31日指定  
定員 40名 事業所番号4372300584
- (3) しらぬい荘居宅介護支援センター  
平成11年11月12日開設 ※指定居宅介護支援事業所 平成11年11月12日指定  
事業所番号4372300345
- (4) ケアハウス下通り  
平成14年11月1日開設  
定員 20名
- (5) 大野橋デイサービスセンター  
平成17年5月23日開設 ※指定通所介護事業所 平成17年5月23日指定  
定員 40名 事業所番号4371300148
- (6) サテライトしらぬい荘  
平成24年11月11日開設 ※ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 平成24年11月11日指定  
定員 20名 事業所番号4391300094
- (7) サテライトしらぬい荘短期入所サービス（空床型）  
平成26年4月1日開設 ※ユニット型指定短期入所生活介護事業所 平成26年4月1日指定  
※ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成26年4月1日指定  
事業所番号4371300841

2. 所在地

(1)(2)

〒869-0523 熊本県宇城市松橋町竹崎1142番地の1

TEL 0964-32-0709 FAX 0964-32-3523

e-mail info@shiranuiso.or.jp ホームページ <http://www.shiranuiso.or.jp/>

(3)(6)(7)

〒869-0511 熊本県宇城市松橋町曲野35番地の1

(3) TEL 0964-34-0515 FAX 0964-34-0512

(6)(7) TEL 0964-34-0510 FAX 0964-34-0512

(4) 〒860-0807 熊本県熊本市中央区下通2丁目1番4号

TEL 096-319-3030 FAX 096-319-3131

(5) 〒869-0511 熊本県宇城市松橋町曲野34番地の1

TEL 0964-32-0103 FAX 0964-32-0171

### 3. 施設の規模・構造

(1) 建物面積（地下含む）	総計	3573.67㎡
●ケアハウス下通り	小計	1,484.49㎡
●大野橋デイ、サテライト	小計	2,089.18㎡
（③居宅・⑤大野橋デイ・⑥⑦サテライトしらぬい荘）		

### 4. 施設の規模・構造

(1) 法人全敷地面積		28,094.63㎡
(2) 建物面積（地下含む）	総計	14,379.16㎡
●本館外付属建物	小計	10,805.49㎡
（①特養・②短期・③しらぬい荘デイ・宿舎、機械室含む）		
●ケアハウス下通り	小計	1,484.49㎡
●大野橋デイ、サテライト	小計	2,089.18㎡
（④居宅・⑥大野橋デイ・⑦⑧サテライトしらぬい荘）		

# ◎生活相談員・看護職員・介護職員の勤務体系及び勤務内容

勤務形態	時間 時																								勤務時間			始業	終業		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	実働	休憩	合計	時間	時間	
早																											8:00	1:00	9:00	6:30	15:30
A																											8:00	1:00	9:00	7:30	16:30
B																											8:00	1:00	9:00	8:30	17:30
C																											8:00	1:30	9:30	9:30	19:00
D																											8:00	1:00	9:00	11:00	20:00
E																											8:00	1:30	9:30	9:00	18:30
F																											8:00	1:00	9:00	9:30	18:30
G																											8:00	1:00	9:00	11:30	20:30
H																											8:00	1:00	9:00	12:00	21:00
I																											8:00	1:30	9:30	7:00	16:30
J																											8:00	1:30	9:30	7:30	17:00
K																											8:00	1:30	9:30	8:00	17:30
L																											8:00	1:30	9:30	8:30	18:00
M																											8:00	1:30	9:30	10:00	19:30
N																											8:00	1:30	9:30	10:30	20:00

〈引き継ぎ〉 (朝) 9:30  
(夕) 17:00

### ◎生活相談員・看護職員・介護職員の勤務体系及び勤務内容

勤務形態	時間 時																								勤務時間			始業	終業		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	実働	休憩	合計	時間	時間	
O																											8:00	1:30	9:30	11:00	20:30
P																											8:00	1:30	9:30	11:30	21:00
Q																											8:00	1:30	9:30	12:00	21:30
R・RR																											8:00	2:10	10:10	20:55	7:05

### ◎栄養士・調理員の勤務体系及び勤務内容

勤務形態	時間 時																								勤務時間			始業	終業		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	実働	休憩	合計	時間	時間	
調理A																											8:00	1:00	9:00	7:00	16:00
調理B																											8:00	1:00	9:00	9:00	18:00
調理D																											8:00	1:00	9:00	6:00	15:00
A																											8:00	1:00	9:00	7:30	16:30
B																											8:00	1:00	9:00	8:30	17:30
普通																											8:00	1:00	9:00	8:00	17:00
F																											8:00	1:00	9:00	9:30	18:30
調理遅動																											8:00	1:00	9:00	10:30	19:30

〈引き継ぎ〉 (朝) 9:30  
(夕) 16:50

指定短期入所生活介護  
しらぬい荘短期入所サービス

(1) サービス利用料金(3割) 令和4年10月1日～

〈従来型個室・多床室〉	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
2. うち介護保険から給付される金額	4,172円	4,655円	5,159円	5,642円	6,118円
3. サービス利用に係る自己負担金額	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円
4. 機能訓練体制加算	36円				
5. 看護体制加算(Ⅰ)	12円				
6. 看護体制加算(Ⅱ)	24円				
7. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	45円				
8. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円				
9. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の8.3%				円
10. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の2.7%				円
11. 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の1.6%				円
11. 食費に係る自己負担金額	朝食：400円 昼食：515円 夕食：530円				
第1段階〈生保・福祉年金等〉	300円				
第2段階(年金80万円以下)	600円				
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	1,000円				
第3段階②(年金収入等120万円超)	1,300円				
第4段階(課税層)	1,445円				
12. 居住費に係る自己負担額	《多床室》		《従来型個室》		
第1段階〈生保・福祉年金等〉	0円		320円		
第2段階(年金80万円以下)	370円		420円		
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	370円		820円		
第3段階②(年金収入等120万円超)	370円		820円		
第4段階(課税層)	855円		1,171円		
13. 自己負担額合計(3~8・11・12の合計)	日額		円		

(2) 特別な費用

事項	自己負担	具体的内容等
短期入所生活介護送迎加算(片道)	552円	施設と居宅との送迎を行う場合。
機能訓練体制加算	36円	常勤専従の機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)	12円	常勤の看護師を配置している場合。
看護体制加算(Ⅱ)	24円	看護職員を基準に従い配置し、24時間の連絡体制を確保した場合。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	45円	基準より1名以上多く夜勤職員を配置。夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円	①配置している介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置した場合。 ②勤続10年以上介護福祉士を35%以上配置した場合 ①②のいずれかに該当すること
緊急短期入所受入加算	270円	利用者の状態や家庭の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	600円	医師の指示により、認知症による行動障害等の理由から居宅での対応困難な方について緊急的に受入れを行った場合。(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入れ加算	360円	若年性認知症と診断された方を受入れした場合。
短期生活療養食加算(回)	24円	療養食を提供した場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準に適合した上で、賃金等の改善を実施しているものとして熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の8.3%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の2.7%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等ベースアップ等支援加算		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の1.6%。(区分支給限度額からは除外)

(3) 介護保険の対象にならないサービス費用

事項	費用	具体的内容等
食事の提供に要する費用	実費	利用者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用
居住に要する費用	実費	多床室・光熱費相当額 個室・光熱費相当額及び室料
貴重品管理	1日 50円	金銭管理できない方の預かり金等の管理料
複写物	1枚 15円	記録物等希望される書類のコピー代金
特別な食費	実費	特別に希望される食事(流動食・ミキサー食等は含まない)
理・美容代	実費	特別に希望される理・美容師の派遣料
教養娯楽費	実費	行事(外出活動)等参加時の特別に必要な費用
生活用品費	実費	売店等での日用品、おやつ等の購入費
洗濯	代実費	クリーニングが必要な衣類の洗濯代
その他	実費	介護保険料、健康保険料、医療費等個人的に必要な費用

指定短期入所生活介護  
しらぬい荘短期入所サービス

(1) サービス利用料金(2割) 令和4年10月1日～

〈従来型個室・多床室〉	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
2. うち介護保険から給付される金額	4,768円	5,320円	5,896円	6,448円	6,992円
3. サービス利用に係る自己負担金額	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円
4. 機能訓練体制加算	24円				
5. 看護体制加算(Ⅰ)	8円				
6. 看護体制加算(Ⅱ)	16円				
7. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	30円				
8. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円				
9. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の8.3%				円
10. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の2.7%				円
11. 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の1.6%				円
11. 食費に係る自己負担金額	朝食：400円 昼食：515円 夕食：530円				
第1段階〈生保・福祉年金等〉	300円				
第2段階(年金80万円以下)	600円				
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	1,000円				
第3段階②(年金収入等120万円超)	1,300円				
第4段階(課税層)	1,445円				
12. 居住費に係る自己負担額	《多床室》		《従来型個室》		
第1段階〈生保・福祉年金等〉	0円		320円		
第2段階(年金80万円以下)	370円		420円		
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	370円		820円		
第3段階②(年金収入等120万円超)	370円		820円		
第4段階(課税層)	855円		1,171円		
13. 自己負担額合計(3~8・11・12の合計)	日額		円		

(2) 特別な費用

事項	自己負担	具体的内容等
短期入所生活介護送迎加算(片道)	368円	施設と居宅との送迎を行う場合。
機能訓練体制加算	24円	常勤専従の機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)	8円	常勤の看護師を配置している場合。
看護体制加算(Ⅱ)	16円	看護職員を基準に従い配置し、24時間の連絡体制を確保した場合。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	30円	基準より1名以上多く夜勤職員を配置。夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円	①配置している介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置した場合。 ②勤続10年以上介護福祉士を35%以上配置した場合 ①②のいずれかに該当すること
緊急短期入所受入加算	180円	利用者の状態や家庭の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円	医師の指示により、認知症による行動障害等の理由から居宅での対応困難な方について緊急的に受入れを行った場合。(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入れ加算	240円	若年性認知症と診断された方を受入れした場合。
短期生活療養食加算(回)	16円	療養食を提供した場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準に適合した上で、賃金等の改善を実施しているものとして熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の8.3%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の2.7%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等ベースアップ等支援加算		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の1.6%。(区分支給限度額からは除外)

(3) 介護保険の対象にならないサービス費用

事項	費用	具体的内容等
食事の提供に要する費用	実費	利用者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用
居住に要する費用	実費	多床室・光熱費相当額 個室・光熱費相当額及び室料
貴重品管理	1日 50円	金銭管理できない方の預かり金等の管理料
複写物	1枚 15円	記録物等希望される書類のコピー代金
特別な食費	実費	特別に希望される食事(流動食・ミキサー食等は含まない)
理・美容代	実費	特別に希望される理・美容師の派遣料
教養娯楽費	実費	行事(外出活動)等参加時の特別に必要な費用
生活用品費	実費	売店等での日用品、おやつ等の購入費
洗濯	代実費	クリーニングが必要な衣類の洗濯代
その他	実費	介護保険料、健康保険料、医療費等個人的に必要な費用

指定短期入所生活介護  
しらぬい荘短期入所サービス

(1) サービス利用料金(1割) 令和4年10月1日～

〈従来型個室・多床室〉	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
2. うち介護保険から給付される金額	5,364円	5,985円	6,633円	7,254円	7,866円
3. サービス利用に係る自己負担金額	596円	665円	737円	806円	874円
4. 機能訓練体制加算	12円				
5. 看護体制加算(Ⅰ)	4円				
6. 看護体制加算(Ⅱ)	8円				
7. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15円				
8. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円				
9. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の8.3%				円
10. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の2.7%				円
11. 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費と各種加算を合計した1ヶ月で利用した総単位数の1.6%				円
11. 食費に係る自己負担金額	朝食：400円 昼食：515円 夕食：530円				
第1段階〈生保・福祉年金等〉	300円				
第2段階(年金80万円以下)	600円				
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	1,000円				
第3段階②(年金収入等120万円超)	1,300円				
第4段階(課税層)	1,445円				
12. 居住費に係る自己負担額	《多床室》		《従来型個室》		
第1段階〈生保・福祉年金等〉	0円		320円		
第2段階(年金80万円以下)	370円		420円		
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	370円		820円		
第3段階②(年金収入等120万円超)	370円		820円		
第4段階(課税層)	855円		1,171円		
13. 自己負担額合計(3~8・11・12の合計)	日額		円		

(2) 特別な費用

事項	自己負担	具体的内容等
短期入所生活介護送迎加算(片道)	184円	施設と居宅との送迎を行う場合。
機能訓練体制加算	12円	常勤専従の機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)	4円	常勤の看護師を配置している場合。
看護体制加算(Ⅱ)	8円	看護職員を基準に従い配置し、24時間の連絡体制を確保した場合。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15円	基準より1名以上多く夜勤職員を配置。夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	①配置している介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置した場合。 ②勤続10年以上介護福祉士を35%以上配置した場合 ①②のいずれかに該当すること
緊急短期入所受入加算	90円	利用者の状態や家庭の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	医師の指示により、認知症による行動障害等の理由から居宅での対応困難な方について緊急的に受入れを行った場合。(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入れ加算	120円	若年性認知症と診断された方を受入れした場合。
短期生活療養食加算(回)	8円	療養食を提供した場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準に適合した上で、賃金等の改善を実施しているものとして熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の8.3%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の2.7%。(区分支給限度額からは除外)
介護職員等ベースアップ等支援加算		厚生労働大臣が定める基準(介護職員処遇改善加算Ⅰを取得等)に適合した上で、熊本県に届出をしている場合、介護サービス費と各加算を含めた1ヶ月の単位数の1.6%。(区分支給限度額からは除外)

(3) 介護保険の対象にならないサービス費用

事項	費用	具体的内容等
食事の提供に要する費用	実費	利用者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用
居住に要する費用	実費	多床室・光熱費相当額 個室・光熱費相当額及び室料
貴重品管理	1日 50円	金銭管理できない方の預かり金等の管理料
複写物	1枚 15円	記録物等希望される書類のコピー代金
特別な食費	実費	特別に希望される食事(流動食・ミキサー食等は含まない)
理・美容代	実費	特別に希望される理・美容師の派遣料
教養娯楽費	実費	行事(外出活動)等参加時の特別に必要な費用
生活用品費	実費	売店等での日用品、おやつ等の購入費
洗濯	代実費	クリーニングが必要な衣類の洗濯代
その他	実費	介護保険料、健康保険料、医療費等個人的に必要な費用

# 令和4年10月 短期入所料金早見表 (2・3割負担の場合)

## 2割負担 個室

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	1,270	44	110	36	21	1,445	1,171	4,097
介護 2	1,408	44	120	40	23	1,445	1,171	4,251
介護 3	1,552	44	132	44	26	1,445	1,171	4,414
介護 4	1,690	44	144	46	28	1,445	1,171	4,568
介護 5	1,826	44	156	50	30	1,445	1,171	4,722

## 2割負担 多床室

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	1,270	44	110	36	21	1,445	855	3,781
介護 2	1,408	44	120	40	23	1,445	855	3,935
介護 3	1,552	44	132	44	26	1,445	855	4,098
介護 4	1,690	44	144	46	28	1,445	855	4,252
介護 5	1,826	44	156	50	30	1,445	855	4,406

## 3割負担 個室

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	1,905	66	165	54	32	1,445	1,171	4,838
介護 2	2,112	66	180	60	35	1,445	1,171	5,069
介護 3	2,328	66	198	66	38	1,445	1,171	5,312
介護 4	2,535	66	216	69	42	1,445	1,171	5,544
介護 5	2,739	66	234	75	45	1,445	1,171	5,775

## 3割負担 多床室

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	1,905	66	165	54	32	1,445	855	4,522
介護 2	2,112	66	180	60	35	1,445	855	4,753
介護 3	2,328	66	198	66	38	1,445	855	4,996
介護 4	2,535	66	216	69	42	1,445	855	5,228
介護 5	2,739	66	234	75	45	1,445	855	5,459

# 令和4年10月 短期入所料金早見表（個室）

## 4段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,445	1,171	3,356
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,445	1,171	3,434
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,445	1,171	3,515
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,445	1,171	3,592
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,445	1,171	3,669

## 3段階-① 年金収入等80万円超120万円以下 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,000	820	2,560
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,000	820	2,638
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,000	820	2,719
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,000	820	2,796
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,000	820	2,873

## 3段階-② 年金収入等120万円超 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,300	820	2,860
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,300	820	2,938
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,300	820	3,019
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,300	820	3,096
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,300	820	3,173

## 2段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	600	420	1,760
介護 2	665	39	22	60	20	12	600	420	1,838
介護 3	737	39	22	66	22	13	600	420	1,919
介護 4	806	39	22	72	23	14	600	420	1,996
介護 5	874	39	22	78	25	15	600	420	2,073

## 1段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	300	320	1,360
介護 2	665	39	22	60	20	12	300	320	1,438
介護 3	737	39	22	66	22	13	300	320	1,519
介護 4	806	39	22	72	23	14	300	320	1,596
介護 5	874	39	22	78	25	15	300	320	1,673

# 令和4年10月 短期入所料金早見表 (多床室)

## 4段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,445	855	3,040
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,445	855	3,118
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,445	855	3,199
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,445	855	3,276
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,445	855	3,353

## 3段階-① 年金収入等80万円超120万円以下 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,000	370	2,110
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,000	370	2,188
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,000	370	2,269
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,000	370	2,346
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,000	370	2,423

## 3段階-② 年金収入等120万円超 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	1,300	370	2,410
介護 2	665	39	22	60	20	12	1,300	370	2,488
介護 3	737	39	22	66	22	13	1,300	370	2,569
介護 4	806	39	22	72	23	14	1,300	370	2,646
介護 5	874	39	22	78	25	15	1,300	370	2,723

## 2段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	600	370	1,710
介護 2	665	39	22	60	20	12	600	370	1,788
介護 3	737	39	22	66	22	13	600	370	1,869
介護 4	806	39	22	72	23	14	600	370	1,946
介護 5	874	39	22	78	25	15	600	370	2,023

## 1段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	合計
介護 1	596	39	22	55	18	11	300	0	1,040
介護 2	665	39	22	60	20	12	300	0	1,118
介護 3	737	39	22	66	22	13	300	0	1,199
介護 4	806	39	22	72	23	14	300	0	1,276
介護 5	874	39	22	78	25	15	300	0	1,353

## 令和4年10月 短期入所料金早見表 31日利用（多床室・個室）

### 4段階【2割負担・多床室】 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	46,560	1,320	3,974	1,292	766	44,795	26,505	8,990	134,202
介護 4	50,700	1,320	4,318	1,404	832	44,795	26,505	9,760	139,634
介護 5	54,780	1,320	4,656	1,514	898	44,795	26,505	10,530	144,998

### 4段階【2割負担・個室】 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	46,560	1,320	3,974	1,292	766	44,795	36,301	8,990	143,998
介護 4	50,700	1,320	4,318	1,404	832	44,795	36,301	9,760	149,430
介護 5	54,780	1,320	4,656	1,514	898	44,795	36,301	10,530	154,794

### 4段階【3割負担・多床室】 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	69,840	1,980	5,961	1,938	1,149	44,795	26,505	8,990	161,158
介護 4	76,050	1,980	6,477	2,106	1,248	44,795	26,505	9,760	168,921
介護 5	82,170	1,980	6,984	2,271	1,346	44,795	26,505	10,530	176,581

### 4段階【3割負担・個室】 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	69,840	1,980	5,961	1,938	1,149	44,795	36,301	8,990	170,954
介護 4	76,050	1,980	6,477	2,106	1,248	44,795	36,301	9,760	178,717
介護 5	82,170	1,980	6,984	2,271	1,346	44,795	36,301	10,530	186,377

# 令和4年10月 短期入所料金早見表 31日利用（個室）

## 4段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護1									
介護2									
介護3	23,280	660	1,987	646	383	44,795	36,301	8,990	117,042
介護4	25,350	660	2,159	702	416	44,795	36,301	9,760	120,143
介護5	27,390	660	2,328	757	449	44,795	36,301	10,530	123,210

## 3段階-② 年金収入等120万円超 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護1									
介護2									
介護3	23,280	660	1,987	646	383	40,445	25,771	8,990	102,162
介護4	25,350	660	2,159	702	416	40,445	25,771	9,760	105,263
介護5	27,390	660	2,328	757	449	40,445	25,771	10,530	108,330

## 3段階-① 年金収入等80万円超120万円以下 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護1									
介護2									
介護3	23,280	660	1,987	646	383	31,445	25,771	8,990	93,162
介護4	25,350	660	2,159	702	416	31,445	25,771	9,760	96,263
介護5	27,390	660	2,328	757	449	31,445	25,771	10,530	99,330

## 2段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護1									
介護2									
介護3	23,280	660	1,987	646	383	19,445	13,771	8,990	69,162
介護4	25,350	660	2,159	702	416	19,445	13,771	9,760	72,263
介護5	27,390	660	2,328	757	449	19,445	13,771	10,530	75,330

## 1段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護1									
介護2									
介護3	23,280	660	1,987	646	383	10,445	10,771	8,990	57,162
介護4	25,350	660	2,159	702	416	10,445	10,771	9,760	60,263
介護5	27,390	660	2,328	757	449	10,445	10,771	10,530	63,330

# 令和4年10月 短期入所料金早見表 31日利用（多床室）

## 4段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	23,280	660	1,987	646	383	44,795	26,505	8,990	107,246
介護 4	25,350	660	2,159	702	416	44,795	26,505	9,760	110,347
介護 5	27,390	660	2,328	757	449	44,795	26,505	10,530	113,414

## 3段階-② 年金収入等120万円超 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	23,280	660	1,987	646	383	40,445	11,955	8,990	88,346
介護 4	25,350	660	2,159	702	416	40,445	11,955	9,760	91,447
介護 5	27,390	660	2,328	757	449	40,445	11,955	10,530	94,514

## 3段階-① 年金収入等80万円超120万円以下 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	23,280	660	1,987	646	383	31,445	11,955	8,990	79,346
介護 4	25,350	660	2,159	702	416	31,445	11,955	9,760	82,447
介護 5	27,390	660	2,328	757	449	31,445	11,955	10,530	85,514

## 2段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	23,280	660	1,987	646	383	19,445	11,955	8,990	67,346
介護 4	25,350	660	2,159	702	416	19,445	11,955	9,760	70,447
介護 5	27,390	660	2,328	757	449	19,445	11,955	10,530	73,514

## 1段階 令和4年10月から

介護度	サービス費	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	食費	居室料	自費	合計
介護 1									
介護 2									
介護 3	23,280	660	1,987	646	383	10,445	855	8,990	47,246
介護 4	25,350	660	2,159	702	416	10,445	855	9,760	50,347
介護 5	27,390	660	2,328	757	449	10,445	855	10,530	53,414

# 利用者の1週間の日課

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
曜日																												
平均的日課																												
週間プログラム	①入浴																											
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	備考																			
	1課	○	○	○	○	○	○		・入浴時間は、10:00～11:30と14:00～16:30。																			
	2課	○	○	○	○	○	○		・希望者は月～土の毎日入浴可能。																			
	3課	○	○	○	○	○	○																					
	4課	○	○	○	○	○	○																					
	②アクティビティ（クラブ、レクリエーション等）																											
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	備考																			
	1課	○	◎	○	◎	○	◎	◎																				
	2課	○	○	◎	◎	○	◎	◎	・実施時間は、14:30～16:30。																			
	3課	○	◎	○	◎	○	◎	◎	・○は、全体で実施されるクラブ活動。																			
	4課	○	◎	○	◎	○	◎	◎	・◎は、課別（棟ごと）に実施される活動。																			
③リハビリテーション																												
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	備考																			
1課	午前																											
	午後	○	○	○	○	○	○		・訓練時間は、9:30～11:30と14:30～16:30。																			
2課	午前																											
	午後	○	○	○	○	○	○		・各ユニット、リビングまたは訓練室及び居室にて実施。																			
3課	午前																											
	午後	○	○	○	○	○	○		・軽度者は月～土曜の終日可能。																			
4課	午前																											
	午後	○	○	○	○	○	○		・日曜日は休み。																			
備考	<p>①食事の平均的開始時間は、朝食8:00～、昼食12:00～、夕食18:00～。 ※利用者の希望に応じて提供場所、時間の変更可能</p> <p>②行事は曜日を問わず実施。時間は、14:30～16:30。</p> <p>③起床、消灯、就寝時間は特に設定はないが、平均的な時間で記載。</p>																											